

千葉市家庭的保育事業等設置認可等要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年千葉市条例第47号。以下「条例」という。）その他の関連法令（国の通知を含む。以下同じ。）に定めるもののほか、家庭的保育事業等の設置認可、認可の変更、廃止・休止に当たり、必要な事項を定める。

第2章 設置認可の要件

(設置者)

第2条 家庭的保育事業所等の設置者（以下「事業設置者」という。）は、法第34条の15第3項各号（当該設置者が社会福祉法人又は学校法人である場合は、第4号に限る。）に掲げる基準を満たすものとする。

2 事業設置者が社会福祉法人又は学校法人以外の者である場合は、別表1の規定を満たすものとする。

(立地条件)

第3条 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この条において同じ。）の立地は、以下の各号に該当する場所とする。

- (1) 家庭的保育事業所等の設置について、総じて周辺住民の同意を得られていること。
- (2) 都市計画法令や建築基準法令などの関係法令を遵守していること。
- (3) その他、周囲の環境について、児童の心身ともに健やかな育成に著しい支障がないこと。

2 前項の規定に関わらず、家庭的保育事業所等が移転する場合又は認可外保育施設が施設を移転して家庭的保育事業所等の設置認可を申請する場合は、原則として、移転後も入所を希望する者が通える場所に移転することとし、現施設から移転先の距離が1kmを超える場合は、利用者の移転に関する同意書を市に提出することとする。

(定員)

第4条 家庭的保育事業等の定員は、小学校就学前の児童を対象とし、年齢（4月1日時点の年齢をいう。以下同じ。）ごとに持ち上がりが可能な年齢構成とする。

(入所児童)

第5条 家庭的保育事業者等が受け入れる児童は、原則として就学前児童のうち満3歳未満の児童（以下「未満児」という。）とする。

2 前項の規定に関わらず、当該未満児の保護者が希望する場合は、当該未満児が満3歳

になってから最初に迎える3月31日までは、当該未満児を当該家庭的保育事業所等で引き続き受け入れるものとする。

- 3 第1項の規定に関わらず、当該未満児の保護者が希望する場合は、当該未満児が満3歳になってから最初に迎える4月1日以降の受入れについて、保育の保障の観点から、可能な限り配慮するものとする。

(施設の構造、設備等)

第6条 家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。)の構造、設備等は、条例、建築基準法(昭和25年法律第201号)、消防法(昭和23年法律第186号)その他の関連法令及び別表2の定めるところに従うものとする。

(機能充実又は多機能化のための設備・空間)

第7条 機能充実又は多機能化のために、施設整備に当たっては、可能な限り一時預かり等を行うための設備及び空間を備えるよう努めるものとする。

(連携施設)

第8条 条例第6条に規定する連携協力については、次の各号に掲げる同条各号に応じ、当該各号に定める事項について、一又は複数の連携施設により確保されるものとする。

- (1) 条例第6条第1号 次のアからオまでに掲げる支援とし、ア及びイについては必ず確保するものとする。

ア 合同保育などの定期的な集団保育の機会の提供(原則として毎月実施)

イ 保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言

ウ 外部搬入の実施など給食に関する支援

エ 連携施設と合同の健康診断の実施など、嘱託医に関する支援

オ 連携施設の保有する園庭の解放

- (2) 条例第6条第2号 家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合及び家庭的保育事業所等の職員が研修を受講する場合などに、連携施設が代わって保育を提供する。

- (3) 条例第6条第3号 当該連携施設は、次のアからウまでに掲げる要件を満たすものとする。

ア 当該連携施設の開園日、開園時間及び特定負担額並びに実費徴収額の有無並びに内容などの条件について、児童が引き続き保育を受けるにあたり支障がないこと。

イ 卒園時に入所を希望する児童全員の受入れ枠を確保していること。

ウ 幼稚園にあっては、原則として、預かり保育の実施により、年間を通じて児童が引き続き必要な保育を受けられる開園時間を確保していること。

- 2 連携施設との連携協力の内容を変更しようとする場合は、事前に市に協議するものとする。この場合において、条例第6条第3号の連携協力の変更は、児童の保育の継続の観点から、現に入所している児童については、当該連携施設の廃園又は休園など真にやむを得ない場合に限るものとする。

(保健衛生及び給食)

第9条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下第3項から第5項において同じ。）は、円滑かつ適切に給食を提供できるよう、連携施設その他の施設の栄養士に嘱託する形で、アレルギー児対応を含め、給食内容に係る相談・助言を行う体制を設けるものとする。

2 家庭的保育事業所等において調理又は調乳を担当する職員は、毎月検便を実施するものとする。

3 調理業務の全部又は一部を委託する場合は、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日付け児発第86号厚生省児童家庭局長通知）及び千葉県保育所給食の外部搬入及び外部委託実施要綱に定めるところによる。

4 満3歳以上の幼児に対する食事の提供を、当該家庭的保育事業所等以外で調理し、搬入する方法（以下「外部搬入」という。）により行う場合は、「保育所における食事の提供について」（平成22年6月1日付け児発0601第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）、条例第16条、千葉県児童福祉法施行細則（平成4年千葉県規則第59号、以下「施行細則」という。））第21条、千葉県保育所給食の外部搬入及び外部委託実施要綱及び千葉県保育所における給食提供（外部搬入）のための指針に定めるところによる。

5 条例附則第2条における「市長が別に定める者」は、平成27年3月31日において以下の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 千葉県先取りプロジェクト認定保育施設
- (2) 千葉県認定保育ルーム
- (3) 千葉県家庭的保育事業の受託者
- (4) 千葉県グループ型小規模保育事業の受託者
（賠償保険）

第10条 事業設置者は、事故等の発生による保障を円滑に行うことができるよう、賠償責任保険に加入することとする。

（開所時間及び休日）

第11条 家庭的保育事業所等の開所時間は、原則として1日8時間以上とし、市長と協議の上決定する。

2 休日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から31日まで並びに1月2日及び1月3日）とする。ただし、休日保育を実施する家庭的保育事業所等は、この限りでない。

3 前項の規定に関わらず、以下の各号に掲げる場合は、土曜日及びお盆期間中に当該家庭的保育事業者等の利用者の利用希望がないときは、当該利用希望のない期間を休園とすることができる。

- (1) 家庭的保育事業を実施する場合
- (2) 事業所内保育事業を実施する場合
- (3) 幼稚園の設置者及びその関連法人等が当該幼稚園を連携施設としたうえで、小規模

保育事業を併設する場合

(家庭的保育事業所等の設置に必要な土地及び建物の確保)

第12条 事業設置者は、家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う者を除く）の設置に必要な全ての土地及び建物について、所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸付け若しくは使用許可を受けているものとする。ただし、次条各号に掲げる要件のいずれにも適合する場合に限り、国及び地方公共団体以外の者から家庭的保育事業等の用に供する土地及び建物について貸与を受けることができる。

(不動産の貸与を受けるための要件)

第13条 事業設置者が家庭的保育事業等の用に供する土地又は建物について貸与を受けて家庭的保育事業所等を設置する場合は、次に掲げる要件のいずれにも適合し、かつ、待機児童を解消し、又は多様な保育サービスを実施する上で有用であると認められるものとする。

(1) 貸与を受ける土地及び建物について、地上権又は賃借権を設定し、かつこれが登記されていること。ただし、次のいずれかに該当する場合にあっては、当該登記を行わないことができる。

ア 新設の社会福祉法人以外の者が建物の貸与を受ける場合において、当該建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合

イ 貸主が地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人又は地域における基幹的交通事業者等の信用力が高い主体であると市長が認めた場合

(2) 貸与を受ける土地及び建物の賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。

(3) 貸与を受ける土地及び建物の賃借料を支払うための財源について、既存事業者から継続的に財源が確保されるなど、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。

(4) 貸与を受ける土地及び建物の賃借料及び当該賃借料を支払うための財源が収支予算書に適正に計上されていること。

(名称)

第14条 家庭的保育事業所等の名称については、他の認可事業や認可外保育施設と混同しないものとなるよう配慮するものとする。

(認可外保育施設からの移行)

第15条 認可外保育施設が、施設を移転して家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う者を除く）の設置認可を申請する場合は、原則として、移転後も入所を希望する者が通える場所に移転することとし、現施設から移転先の距離が1kmを超える場合は、利用者の移転に関する同意書を市に提出することとする。

(設置認可申請)

第16条 設置認可申請者は、施行細則第20条の2第1項に規定する「家庭的保育事業等認可申請書」に加え、別表3に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(設置の認可等)

第17条 市長は、前条の設置認可申請書について審査を行い、認可した場合は施行細則第20条の2第2項に規定する「家庭的保育事業等認可通知書」(様式第1号)により、認可しない場合は「家庭的保育事業等不認可通知書」(様式第2号)により設置認可申請者に通知するものとする。

(社会福祉法人以外の者に対する認可の条件)

第18条 市長は、社会福祉法人以外の者に対して設置認可を行う場合には、必要に応じて別表4「認可の条件」に掲げる条件を付すものとする。

(変更の手続き)

第19条 設置認可を受けた家庭的保育事業所等の名称等を変更したときは、変更後1か月以内に、施行細則第20条の3に規定する「家庭的保育事業等名称等変更届書」に加え、別表5に掲げる書類を市長に提出するものとする。

2 設置認可を受けた家庭的保育事業所等の建物その他設備の規模及び構造並びにその図面等について変更しようとする者は、事前に、施行細則第20条の3第2項に規定する「家庭的保育事業等変更事項事前届出書」に加え、別表6に掲げる書類を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の届出を受けたときは、必要に応じて実地確認等を行うものとする。

第3章 廃止及び休止

(廃止又は休止に関する協議)

第20条 設置認可を受けた家庭的保育事業所等を廃止し、又は休止しようとする設置者(以下「廃止等申請者」という。)は、あらかじめ相当期間の余裕をもって、市長に協議するものとする。

(廃止又は休止の手続き)

第21条 廃止等申請者は、前条に規定する協議後、施行細則第20条の4第1項に規定する「家庭的保育事業等廃止(休止)承認申請書」に加え、別表7「廃止又は休止に関する書類」に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(廃止又は休止の要件)

第22条 市長は、前項に定めるところにより、家庭的保育事業所等の廃止の申請があったときは、その内容が次に掲げる要件を満たすかどうかについて審査を行うものとする。

(1) 廃止の理由がやむを得ないものであり、廃止の時期が廃止の理由から判断して妥当なものであると認められるとともに、廃止しようとする施設の所在する地域における既存の施設の分布状況及び利用状況並びに入所を要する児童の数から、施設の廃止の妥当性があり、児童福祉に支障がないと認められること。

(2) 現に入所している児童に係る処置が適切であり、当該児童の処遇の低下を招かないと認められること。

- (3) 廃止しようとする施設の財産処分方法が適切で、かつ、廃止を行う者が社会福祉法人である場合その他当該施設の財産処分について所轄庁の承認等を必要とする場合は、当該承認等を得られる見込みがあること。
- (4) 廃止しようとする施設の整備等について国庫又は市の補助がなされた場合にあつては、あらかじめ文書をもって市長あてに協議を行い、その承認を得ていること。
- (5) 施設の借入金等について債務の弁済が処分計画に基づきなされる見込みがあると認められること。
- (6) 廃止について社会福祉法人理事会の議決その他法人の定款に定める所定の手続きを経ていること（社会福祉法人以外の者にあつてはこれに準じた必要な手続きを経ていること。）及び定款の変更又は社会福祉法人の解散について所轄庁の承認又は許可を得られる見込みがあること（社会福祉法人以外の者であつて、廃止に伴い必要となる手続きについて所管庁等の承認等を必要とする場合は、当該承認等が得られる見込みがあること。）。
- (7) その他当該家庭的保育事業所等の廃止を認めることが適当でないと市長が認める特段の事由がないこと。

2 市長は、前条に定めるところにより、家庭的保育事業所等の休止の申請があつたときは、その内容が次に掲げる要件を満たすかどうかについて審査を行うものとする。

- (1) 休止の理由がやむを得ないものであり、休止の時期及び期間が休止の理由から判断して妥当なものであると認められること。
- (2) 現に入所している児童に係る処置が適切であり、当該児童の処遇の低下を招かないと認められること。
- (3) 休止について社会福祉法人の理事会の議決その他定款に定める所定の手続きを経ていること（社会福祉法人以外の者にあつてはこれに準じる手続きを経ていること。）。
- (4) その他当該家庭的保育事業所等の休止を認めることが適当でないと市長が認める特段の事由がないこと。

（廃止・休止の承認）

第23条 市長は、第21条に定めるところにより申請された家庭的保育事業等の廃止又は休止に関して、前条の規定による審査の上、当該施設を廃止又は休止を承認するかどうかを決定しなければならない。

2 前項の規定により家庭的保育事業等の廃止又は休止の可否を決定したときは、「家庭的保育事業等廃止（休止）承認通知書」（様式第3号）又は「家庭的保育事業等廃止（休止）不承認通知書」（様式第4号）により通知するものとする。

第4章 認可の取消し等

（認可の取消し等）

第24条 市長は、家庭的保育事業者等が法若しくは法に基づいて発する命令又はこれら

に基づいてなす処分に違反したときは、当該家庭的保育事業者等に対し、期限を定めて必要な措置をとるべき旨を命じ、さらに当該家庭的保育事業者等がその命令に従わないときは、期間を定めて事業の停止を命じることがあり、その際、当該家庭的保育事業者等がその命令に従わず他の方法により運営の適正を期しがたいときは、認可の取消しを行うことができる。

- 2 前項の規定に関わらず、当該違反が、乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質であり、改善の見込みがないと考えられる場合については、速やかな事業の停止や認可の取消しを行うことができる。
- 3 法第34条の17及び法第58条第2項の規定に基づき事業の停止又は認可の取消しを行ったときは、「家庭的保育事業等事業停止命令書」（様式第5号）又は「家庭的保育事業等認可取消通知書」（様式第6号）により通知するものとする。

第5章 家庭的保育事業

（家庭的保育者）

第25条 条例第23条第2項に規定する「市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士」は次の通りとする。

- (1) 子育て支援員専門研修（地域保育コース（地域型保育））を修了した保育士
- (2) 家庭的保育者基礎研修を修了した保育士

2 条例第23条第2項に規定する「市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者」は次のとおりとする。

- (1) 子育て支援員専門研修（地域保育コース（地域型保育））及び家庭的保育者認定研修を修了した者
- (2) 家庭的保育者基礎研修及び認定研修を修了した者
- (3) (1) 及び (2) に掲げるもののほか、設備運営基準施行の日前に小規模保育運営支援事業実施要綱（平成26年5月29日付け雇児発0529第20号別紙）又は家庭的保育事業実施要綱（同日付け雇児発0529第22号別紙）に基づき、家庭的保育者としてこれらの事業に従事していた者

（家庭的保育補助者）

第26条 条例第23条第4項に規定する「市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者」は次のとおりとする。

- (1) 子育て支援員基本研修及び専門研修（地域保育コース（地域型保育））を修了した者
- (2) 家庭的保育者基礎研修を修了した者
- (3) 小規模保育運営支援事業実施要綱（平成26年5月29日付け雇児発0529第19号別紙）に基づき実施された前号と同等の研修を修了した者

第6章 小規模保育事業

(配置する保育士等)

第27条 小規模保育事業所に配置すべき職員の数、条例に定める基準に従うほか、適切な運営を行うため、次に掲げる基準に適合しているものとする。

(1) 小規模保育事業A型及びB型において保育に直接従事する職員の数、算定方法については、以下の算式により算出すること。

$$\text{必要配置数} = (\text{乳児数} \times 1/3) + (1 \cdot 2 \text{歳児数} \times 1/6) + 1$$

※年齢区分別にそれぞれ小数点以下第1位まで計算し(小数点以下第2位切捨)、合算した値の小数点以下を四捨五入する。

(2) 小規模保育事業所において、条例に基づき必要とされる数の保育士又は保育従事者(以下「定数保育士等」という。)には、常勤の保育士又は保育従事者(以下「保育士等」という。)を充てること。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合で特に市長が認めた場合には、定数保育士等の一部に短時間保育士等(常勤の保育士等以外の保育士等をいう。以下同じ。)を充てても差し支えないものとする。

(3) 常勤の保育士等が一の組又はグループに1人以上(乳児を含む組又はグループであって当該組又は当該グループに係る最低基準上の保育士等の定数が2人以上の場合は2人以上)配置されていること。

(4) 常勤保育士等に代えて短時間保育士等を充てる場合の勤務時間数が常勤保育士等を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

2 条例第31条に規定する保育従事者は、子育て支援員研修の基本研修及び専門研修(地域保育コースに限る。)又はそれらに準ずるものとして市が認めた研修を修了した者とする。

3 条例附則第6条及び第8条に規定する「保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者」(以下、「要件緩和対象者」という。第4項において同じ。)とは、家庭的保育者研修の基礎研修を修了した者又は子育て支援員研修の基本研修及び専門研修(地域保育コースに限る。以下「子育て支援員研修等」という。)を修了した者とする。ただし、認可・認定保育施設(保育所・認定こども園・地域型保育事業)、幼稚園、認可外保育施設(認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた施設に限る。)で1,440時間以上の業務経験を有する者については、前記に関わらず要件緩和対象者となることが可能であり、要件緩和対象者となった日から起算して翌年度末までに子育て支援員研修等を修了することを条件として配置することができる。

4 条例附則第7条の規定により配置する職員は、要件緩和対象者となった日から起算して翌年度末までに子育て支援員研修等を修了するものとする。また、幼稚園教諭又は小学校教諭の普通免許状を有する者を保育士とみなして配置するときは、それぞれの

専門性を十分に発揮するため、次の各号に掲げる者について、当該各号に掲げる子どもを中心に保育するよう努めるものとする。

(1) 幼稚園教諭の免許状を有する者 3歳以上児

(2) 小学校教諭の免許状を有する者 5歳児

(管理者)

第28条 事業の適正かつ円滑な推進を図るため、管理者は、健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意があるとともに、保育所等（保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業をいう。以下同じ。）において2年以上勤務した経験を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者とする。なお、保育所等において3歳未満児の担任経験を含み、通算10年以上の勤務経験を有することが望ましい。

2 管理者は常勤職員とし、原則として実際にその事業所の業務に専従するものとする。

3 管理者は、小規模保育事業の安定した運営を図るため、原則として開園から3年間は当該小規模保育事業の管理者を務めることとする。

4 前項の目的を達するため、市内に所在する他の特定教育・保育施設の施設長又は特定地域型保育事業の管理者で、就任から一定期間を経過していない者は、原則として、設置認可の申請にあたって管理者とはしないこととする。

(小規模保育事業C型の定員)

第29条 条例附則第5条における「市長が別に定める者」とは、平成27年3月31日時点で、千葉市グループ型小規模保育事業を受託していた者とする。

第7章 居宅訪問型保育事業

(提供する保育)

第30条 居宅訪問型保育事業が提供する保育は、原則として条例第37条第1号に掲げる保育とする。

(家庭的保育者)

第31条 条例第39条における家庭的保育者は、次の各号に該当する者とする。ただし、複数人で保育を行う場合は主担当を設定することとし、少なくとも主担当については次の各号を満たすこと。

(1) 認可保育所、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業等、訪問看護又は障害児入所施設における実務経験が2年以上あること。

(2) 保育士、保健師、看護師又は准看護師の資格を有すること。

2 前項における家庭的保育者は、居宅訪問型保育研修を修了した者とする。

3 前項に掲げる研修の実施体制が整っていない場合には、経過措置として第25条第1項に掲げる者、同条第2項に掲げる研修を修了した者又はこれらの者と同等以上と認められる者であって、前項の研修の実施体制が整い次第速やかに当該研修を受講し、修了することとしているものについて、当該研修を修了するまでの間（概ね2年程度）、条

例第39条における家庭的保育者として取り扱う。

(責任者)

第32条 事業の適正かつ円滑な推進を図るため、責任者は、健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意があるとともに、認可保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業等、訪問看護又は障害児入所施設において通算2年以上の勤務経験を有することが望ましい。

(居宅訪問型保育連携施設)

第33条 条例第40条に規定する居宅訪問型保育連携施設は、複数確保することができる。

第8章 事業所内保育事業

(保育所型事業所内保育事業所に配置する保育士等)

第34条 定員が90人以下の保育所型事業所内保育事業所においては、定数保育士等の他に常勤の保育士1人を置くこととする。

2 調理員は、定員が40人以下の保育所型事業所内保育事業所にあつては1人以上、定員が41人以上150人以下の保育所型事業所内保育事業所にあつては2人以上、定員が151人以上の保育所型事業所内保育事業所にあつては3人以上を配置することとする。ただし、調理業務の全部を委託する場合及び条例第16条の規定により全ての食事を外部搬入により提供する場合は除く。

(地域枠の数)

第35条 事業所内保育事業において、法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児が利用する枠（以下地域枠）の定員数は、条例第42条の数以上とするとともに、総定員のうちそのほとんどを地域枠とするなど、企業の福利厚生のための施設としての目的を達することのできないような数を設定しないものとする。

(保育認定を受けない児童の受入れ)

第36条 法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児など、従業員枠に該当する児童であつて保育認定を受けない者について事業所内保育事業の利用の希望があつた場合は、当該事業所内保育事業所の従業員枠の範囲内で受け入れることができるものとする。

(従業員枠での3歳以上児の受入れ)

第37条 保育所型事業所内保育事業の従業員枠においては、3歳以上児を受け入れることができるものとする。

(保育実施の委託)

第38条 事業設置者が保育の実施を業務委託する場合は、認可の際に委託先の事業者の適格性を判断するものとする。

2 事業設置者として認可を受け事業を開始した後、委託先の事業者や管理者を変更しよ

うとする場合は、事前に本市に協議することとする。

(従業員枠の共同利用)

第39条 事業設置者以外の者が従業員枠を共同で利用する場合は、責任の所在や費用負担等を定めた協定書を締結することとする。

(連携施設に関する特例)

第40条 条例第45条における「市長が適当と認めるもの」は、設備や面積、職員などで受け入れ態勢が整っているものとする。

(準用)

第41条 第27条及び第28条の規定は、事業所内保育事業について準用する。

第9章 雑則

(補則)

第42条 この要綱に定めるもののほか、家庭的保育事業等の設置認可に関し必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 社会福祉法人又は学校法人以外の者による家庭的保育事業所等整備に係る設置主体適合条件（第2条第2項関係）

- 1 法第34条の15第3項第1号に掲げる基準を満たすため、次の各号に該当すること。
 - (1) 家庭的保育事業等の経営を行うために必要なすべての物件について所有権を有しているか、国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けていること。ただし、本文第13条の規定に該当する場合は、この限りでない。
 - (2) 家庭的保育事業等の年間事業費の12分の3以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。
 - (3) 直近の会計年度において、家庭的保育事業等を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していない等、財務内容に重大な問題がないこと。
- 2 法第34条の15第3項第2号に掲げる基準を満たすため、経営者（設置者が法人である場合にあっては、当該法人の経営に携わる役員とする。以下同じ。）が次の各号に該当すること。
 - (1) 本市の保育事業の一翼を担う認可事業であることを十分理解し、市が行う保育行政に積極的に協力できること。
 - (2) 関係法令を遵守し、この要綱、募集要項の規定などに準拠するとともに、保育の適切な実施のために行う本市の指導に従うこと。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定及び次のいずれにも該当しないものであること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者。
 - イ 申請日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者。
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの。
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの。
 - オ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）の制限または規制に違反している者。
 - カ 法人税、消費税、地方消費税、市町村税、都道府県税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税、事業者税及びその他千葉市税を滞納している者。
 - キ 本市の指名停止措置を申請期限の日から審査結果通知日までの間に受けている者。
 - ク 千葉市暴力団排除条例第2条の規定による暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者
 - (4) 過去5年間に改善勧告、改善命令若しくは事業停止命令（改善後1年以上適切な運営がなされている場合を除く。）若しくは認可取消がなされた又は一般指導監査等に

おける指摘事項に対応していない等、運営実績において重大な問題がないこと（保育所等以外の社会福祉事業を含む。）。

4 法第34条の15第3項第3号に掲げる基準を満たすため、次のいずれかに該当すること。

(1) 次のいずれにも該当すること。

ア 実務を担当する幹部職員が、保育所等において2年以上勤務した経験を有する者、又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。ただし、経営担当役員に社会福祉事業についての知識経験を有する者を含む場合は、この限りでない。

イ 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。以下同じ。）及び管理者を含む運営委員会（家庭的保育事業所等の運営に関し、当該家庭的保育事業所等の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。ただし、家庭的保育事業にあつては、設置が困難なときは、運営委員会に準じた取組みに代えることができる。

(2) 経営担当役員者に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

別表2 施設の基準（第6条関係）

1 施設整備に当たって準拠すべき基準

室名等	基準
保育室及び遊戯室	<p>1 事故防止の観点から、乳児の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所と区画されており、かつ安全性が確保されていること（乳児の保育を行う場所と幼児の保育を行う場所は別の部屋とすることが望ましい。）。</p> <p>2 条例第22条第2号及び第6号並びに第28条第2号及び第5号並びに第33条第2号及び第5号並びに第43条第2号、第3号及び第6号に規定する面積は、乳幼児が活動することが可能であり、内法面積から固定式又は大型の家具が占める面積を控除した面積とする。ただし、児童が直接出し入れを行う小型のおもちゃ入れや本棚、床から概ね180cm以上にある吊戸棚に対応する面積は控除しない。</p>
調理設備	安全衛生面に配慮した上で、定員に見合う十分な面積及び設備を有し、ベビーゲートなどで保育室等と区画すること。
調理室	安全衛生面に配慮した上で、定員に見合う十分な面積及び設備を有し、隔壁等で区画すること。
医務室	隔壁等で区画された専用の医務室を設けることが望ましい。やむを得ず、隔壁等で区画された事務室内に医務コーナーを設ける場合は、児童が静養できるよう、当該コーナーを仕切ることが可能なカーテン等を設けること。
便所	乳児室、保育室等の配置状況等を考慮し、十分な設備を有することとし、使用が想定される児童概ね10人に対して1以上設置することが望ましい。
屋外遊戯場	<p>1 同一敷地内に設ける場合は、土壌に問題のない土地であること。また、砂遊び及び水遊びができる環境であることが望ましいこと。</p> <p>2 屋外遊戯場に代わるべき場所とする場合は、次に掲げる基準を満たす公園、広場、寺社境内等（以下「公園等」という。）であること。</p> <p>（1）屋外活動を行うために必要な面積を有し、屋外活動に当たって安全が確保されている状況にあること。</p> <p>（2）家庭的保育事業所等からの距離が、幼児が日常的に使用できる程度（幼児の歩行速度で徒歩10分程度の距離）であり、移動の安全が確保されていること（家庭的保育事業所等と隣接した場所にあることを要しない。）。</p>

	<p>(3) 公園等の敷地の所有者が、地方公共団体若しくは公共団体又は地域の実情に応じて信用力の高い者であるなど、家庭的保育事業所等による安全的かつ継続的な使用が確保されていると認められるものであること。</p> <p>(4) 便所及び手洗い場（以下「便所等」という。）が設置されていること。ただし、当該公園が家庭的保育事業所等の便所等を使用できる距離にある場合又は、当該公園の近隣の建物等にある便所等を使用できる場合は、この限りでない。</p> <p>3 公園等を使用するにあたっては、次に掲げる事項について配慮すること。</p> <p>(1) 一般市民の使用を妨げないようにすること。</p> <p>(2) 地域住民との良好な関係の構築に努めること。</p> <p>(3) 同じ公園等を複数の保育所等が使用している場合等は、相互に使用日時の調整を行うこと。</p>
<p>駐車場</p>	<p>車、自動二輪車又は自転車による送迎を許可する場合は、近隣住民や児童生徒の通学等の支障とならないよう、十分なスペースの駐車場及び進入路（以下「駐車場等」と言う。）を必要に応じて敷地内外に確保するものとし、駐車場等を確保できない場合は、当該駐車場等に該当する車による送迎を許可しないなど、必要な対応を行うものとする。</p>
<p>その他</p>	<p>1 建築基準法、児童福祉法、都市計画法、消防法等を遵守し、特に、採光、換気、避難用設備等の入所児童の保健衛生及び危険防止に十分な注意を払うこと。</p> <p>2 耐震診断報告書において耐震性を有すると認められること、又は、耐震補強工事が実施済みであること（昭和56年6月施行の新耐震基準の基づき設計及び建築された建物を除く。）</p> <p>3 吹付けアスベストが不使用、又は除去等の措置済みであること。</p> <p>4 室内空気中の化学物質のうち市長が指定する物質の濃度が、厚生労働省の示す指針値（室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準測定方法等について（平成14年2月7日医薬発第0207002号））未満であること。</p> <p>5 建築確認済証及び検査済証の交付を受けている建物であること。 また、建築確認申請を要さない場合でも、建築基準法における基準を満たすこと。</p> <p>ただし、既存施設を活用する場合は、検査済証について、指定確認検査機関が実施する建築基準法適合状況調査の結果など、実質的</p>

	<p>に建物の安全性が確保されていることが立証できる別の書類（以下「調査結果」という。に代えることができる。</p> <p>6 既存建物を活用するときは、建築基準法第87条に基づき、原則として、補助金等の申請までに特殊建築物（保育所）への用途変更の手続きを行い、建築確認済証の交付を受けること。ただし、当該建物で既に保育事業を運営している場合は、調査結果に代えることができる。</p>
--	--

※ 家庭的保育事業を家庭的保育者の居宅で行う場合については、子どもの保育や安全・安心の水準を確保できる範囲で、上記によらないことができる。

2 設置が望ましい施設（専用室ではなく、区画されたスペース等でも可）

<p>事務室、調乳室、沐浴室、洗濯室、保育士休憩室、調理室前室、食品庫、調理員トイレ、相談室、医務室（保育所型事業所内保育事業を除く）</p>

3 保育室等を2階以上に設置する場合の基準

保育室等を2階以上に設置する場合の基準は、条例第28条第7号又は第43条第8号に規定する基準を遵守するほか、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」（平成26年9月5日付け通知雇児発0905第5号）における基準に準拠すること。

※ 保育室等が設置される最上階の基準が該当する。

例 保育室等が2階と3階にある場合：「保育室等が3階の場合」

保育室等が2階から4階にある場合：「保育室等が4階以上の場合」

別表3 設置認可に関する書類（第16条関係）

- 1 運営規程
- 2 設置者が法人の場合、法人登記事項証明書
- 3 設置者が社会福祉法人以外の場合、運営委員会設置要綱及び運営委員会等委員一覧表
- 4 有資格者の資格証明書類の写し
- 5 建築確認済証・検査済証・消防用設備等検査済証の写し
- 6 建物内外主要部分の写真
- 7 耐震性を有すると認められる耐震診断報告書又は耐震補強工事実施済みを証する書類（昭和56年6月施行の新耐震基準に基づき、設計及び建築された建物を除く。）
- 8 吹付けアスベストが不使用又は除去等の措置済みであることを証する書類（平成9年度以降に竣工した建物を除く。）
- 9 室内空気中の化学物質のうち市長が指定する物質の濃度が、厚生労働省の示す指針値（室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法等について（平成14年2月7日医薬発第0207002号）未満であることを証する室内空気測定結果等の写し
- 10 専用の屋外遊戯場を設置しない場合、屋外活動に関する計画書
- 11 土壌が健康に被害を及ぼす物質に汚染されていないことを証する書類（原則として専用の屋外遊戯場（面積基準を下回るものを含む）を設置する場合）
- 12 経営者が社会的信望を有することを証する書類
- 13 欠格事由に該当しないことの誓約書
- 14 連携施設との協定書
- 15 その他必要な書類（調理業務委託契約書の写し等）

※ 提出書類のうち、写しについては代表者の原本証明が必要。

別表4 認可の条件（第18条関係）

- 1 条例の基準を維持するために、設置者に対して必要な報告を求めた場合にはこれに応じること。
- 2 収支計算書又は損益計算書において、家庭的保育事業等を経営する事業に係る区分を設けること。
- 3 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、2に定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、及び「家庭的保育事業等の認可等について」（平成26年12月12日雇児発第1212第6号。以下「1212第6号通知」という。）別紙1の借入金明細書、及び別紙2の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を作成すること。
- 4 必要に応じて会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、家庭的保育事業等を経営する事業に係る現況報告書を添付して、市長に提出すること。
 - (1) 前会計年度末における貸借対照表
 - (2) 前会計年度の収支計算書又は損益計算書
 - (3) 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、家庭的保育事業等を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、1212第6号通知別紙1の借入金明細書及び同通知別紙2の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書

別表5 名称等の変更に関する書類（第19条関係）

- 1 家庭的保育事業所等の名称の変更の場合においては、家庭的保育事業所等の名称を変更することについて議決した議事録の写し
- 2 家庭的保育事業所等の位置の変更の場合においては、住居表示変更の証明書等
- 3 設置者の名称の変更の場合においては、次に掲げる書類
 - (1) 変更後の定款の写し
 - (2) 名称変更後の法人登記事項証明書（登記後に提出する。）
- 4 その他必要な書類

※ 提出書類のうち、写しについては代表者の原本証明が必要。

別表6 設備等の変更に関する書類（第19条関係）

- 1 建物その他設備の規模構造及び使用区分（保育室、遊戯室、乳児室、ほふく室等の設置位置等）並びに屋外遊戯場を変更する場合には、次に掲げる書類
 - (1) 建物及び土地の変更前後の状況を記載した書類
 - (2) 建物の変更前後の配置図及び平面図（建物の規模構造及び使用区分の変更の場合）
 - (3) 土地の実測図（屋外遊戯場等の変更の場合のみ）
 - (4) 建築確認通知書及び検査済証の写し（建物の規模構造の変更の場合）
 - (5) 土地及び建物の登記事項証明書（登記後に提出する。）
 - (6) 耐震性を有すると認められる耐震診断報告書又は耐震補強工事実施済みを証する書類（昭和56年6月施行の新耐震基準に基づき、設計及び建築された建物を除く。）（建物の規模構造の変更の場合）
 - (7) 吹付けアスベストが不使用又は除去等の措置済みであることを証する書類（平成9年度以降に竣工した建物を除く。）（建物の規模構造の変更の場合）
 - (8) 室内空気中の化学物質のうち市長が指定する物質の濃度が厚生労働省の示す指針値（室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法等について（平成14年2月7日医薬発第0207002号）未満であることを証する室内空気測定結果等の写し（建物の規模構造の変更の場合）
 - (9) 屋外活動に関する計画書（専用の屋外遊戯場を設置しない場合で、屋外遊戯場に代わる場所を変更する場合）
 - (10) 土壌が健康に被害を及ぼす物質に汚染されていないことを証する書類（位置の変更を伴う場合で、原則として専用の屋外遊戯場。新たに専用の屋外遊戯場を設置する場合や、面積基準を下回るものを含む。）
- 2 定員を変更する場合には、次に掲げる書類
 - (1) 家庭的保育事業所等の定員を変更することについて議決した議事録の写し
 - (2) 職員の構成を記載した書類
 - (3) 有資格者の資格証明書類の写し
 - (4) 変更前後の部屋別面積表
- 3 設置者の代表者を変更する場合には、次に掲げる書類
 - (1) 代表者を変更することについて議決した議事録の写し
 - (2) 代表者の履歴書
 - (3) 代表者変更後の法人登記事項証明書（登記後に提出する。）
- 4 管理者を変更する場合には、次に掲げる書類
 - (1) 管理者を変更することについて議決した議事録の写し
 - (2) 管理者の履歴書
 - (3) 要綱第28条の要件を充足することを証する書面
- 5 その他必要な書類

※ 提出書類のうち、写しについては代表者の原本証明が必要。

別表7 廃止又は休止に関する書類（第21条関係）

- 1 廃止又は休止することについて議決した議事録の写し
- 2 財産処分 of 具体的方法を記載した書類
- 3 職員の退職後の状況を記載した書類
- 4 その他必要な書類

※ 提出書類のうち、写しについては代表者の原本証明が必要。

第 号
年 月 日

家庭的保育事業等認可通知書

(団体名及び代表者)

(住 所)

(氏 名) 様

千葉市長



年 月 日付で申請のあった下記の家庭的保育事業等については、認可する。

記

- 1 事業所の名称
- 2 事業の種類
- 3 事業所の位置

第 年 月 日
号

(所在地)
(団体名)
(代表者名) 様

千葉市長



家庭的保育事業等不認可通知書

年 月 日付で申請のあった下記の家庭的保育事業等の設置については、
下記のとおり認可しないので通知する。

記

- 1 家庭的保育事業等の名称及び所在地
 - (1) 名称
 - (2) 所在地

- 2 認可しない理由

教示

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

第 年 月 日 号

(所在地)
(団体名)
(代表者名) 様

千葉市長



家庭的保育事業等廃止(休止)承認通知書

年 月 日付けで申請のあった下記の家庭的保育事業等の廃止(休止)については、下記のとおり承認する。

記

1 家庭的保育事業等の名称及び所在地

- (1) 名称
- (2) 所在地

2 廃止年月日(休止期間)

年 月 日 (～ 年 月 日)

3 廃止(休止)にあたっての条件

教示

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

第 年 月 日 号

(所在地)
(団体名)
(代表者名) 様

千葉市長



家庭的保育事業等廃止(休止)不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった下記の家庭的保育事業等の廃止(休止)については、下記の理由により承認しない。

記

1 家庭的保育事業等の名称及び所在地

- (1) 名称
- (2) 所在地

2 申請のあった廃止年月日(休止期間)

年 月 日 (～ 年 月 日)

3 承認しない理由

教示

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

第 年 月 日 号

(所在地)
(団体名)
(代表者名) 様

千葉市長



家庭的保育事業等事業停止命令書

下記の家庭的保育事業等について、下記のとおり事業の停止を命ずる。

記

1 家庭的保育事業等の名称及び所在地

- (1) 名称
- (2) 所在地

2 事業停止を命ずる期間

年 月 日 ～ 年 月 日

3 理由

教示

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

第 年 月 日 号

(所在地)
(団体名)
(代表者名) 様

千葉市長



家庭的保育事業等事業認可取消通知書

下記の家庭的保育事業等について、下記のとおり認可を取り消したので通知する。

記

1 家庭的保育事業等の名称及び所在地

- (1) 名称
- (2) 所在地

2 認可を取り消す日

年 月 日

3 理由

教示

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。